

長引くデフレ、未曾有の円高など、わが国企業にとって先が見えない状況が続く。そのような中、政府の成長戦略は、活力のあるアジアでビジネスを展開し、そこで稼いで収益を日本に還流させる、という方向に転換してきている。

このような政策を支援する税制として、平成21年度改正で、外国子会社配当益金不算入制度が導入された。外国子会社からの配当の還流について、これまでの外国税額控除制度に替えて、95%の益金不算入を、恒久的措置として法人税本法に導入したのである。もっとも、この税制の大義名分は、還流を促進するという政策的な意味合いよりも、彼我流用などの不適切な行為を防止し、制度を簡素化して、企業の事務負担を大幅に軽減することと、税制が企業の配当政策に関して中立性を確保することにある。これにより企業の経営の自由度は増すことになる。

法律改正が施行されて2年が経過した。配当還流に対する税制改正の影響について、経済産業省が行った企業アンケート調査によると、わが国への配当還流を行うと回答した企業の数は、制度導入後に、4割強から7割弱まで上昇している。また、還流された配当の使途について、研究開発・設備投資に回すと回答した企業が4割弱であった。これらの結果を見る限り、還流促進税制は当初の目的を達成したと評価できよう。

わが国企業の方に聞くと、本年度わが国的主要製造業は、震災やギリシャショックの影響もあり、単体赤字決算が増えており、配当原資を外国子会社から還流させている、その意味でこの制度は大変ありがたい、という評価が多くある。還流資金を設備投資や雇用創出に活用するはずが、配当原資となっているのである。しか

し、これをネガティブに捉える必要はない。

本年10月22日・23日に一橋大学で行われた租税法学会でも、九州大学の渡辺徹也教授がこの問題を取り上げて報告を行った。結論としては、税制としての簡素性などにおいては効果があつたものの、資金を還流させるという観点では、もう少し時間をとって検証する必要があるとの意見であった。

学会初日には、米国税理士のグリー・トマス氏から、米国税制改正の動向が報告された。その報告では、米国も日本の還流促進税制に大いに刺激を受けたようで、彼自身が米国議会の公聴会でヒアリングを受けたという紹介が行われた。日本の税制改革が米国の税制に影響を及ぼすほど、経済がグローバルになっていることを感じさせる報告であった。

では、今後残された税制上の課題としては、どのようなものがあるのだろうか。わが国の直接投資そのものの規模が先進諸国と比べて極めて低いので、それを増加させていく必要がある。その上で、海外投資収益の国内還流の障壁を軽減することである。

具体的には、いまだ東アジア諸国に残る送金規制や為替管理を撤廃していくこと、移転価格税制などにおける国際的二重課税を排除していくことなどが課題として挙げられよう。そのためには、現地税務当局とわが国税務当局の対話や相互協議の促進、マルチラテラルな枠組みを通じた投資環境の整備などが必要となる。通貨・通商・税制は3本柱である。本欄第34回「アジア共同体のカギとなる税務協力」で述べたように、パッケージとして一体的に交渉・解決していく方法も考えていく必要がある。

税制之理
◆第57回◆
**海外投資収益の
還流促進税制と
その評価**
森信茂樹
ジャパン・タックス・インスティチュート所長
中央大学法科大学院教授